

妻地区児童クラブ臨時休業のお知らせ

本市で発生した新型コロナウイルスにおきまして、感染拡大防止の観点から、妻地区の児童クラブについて、以下の期間を臨時休業とします。

【臨時休業期間】

1月8日（金）～1月9日（土）

※状況に応じ延長の可能性あり

【対象施設】

妻地区の全児童クラブ

保護者様及びお子様には、急なお知らせでご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止の趣旨をご理解のうえ、不要不急の外出は避けていただきますようお願いいたします。

令和3年1月7日
西都市福祉事務所